



■ 所得税及び個人住民税の定額減税 ■

居住者の合計所得金額が 1,805 万円以下である場合に、本人及び配偶者を含めた扶養家族 1 人につき、令和 6 年分の所得税から 3 万円、令和 6 年度分の個人住民税から 1 万円の特別控除が実施されることとなりました。

給与所得以外の所得税に係る定額減税はそれぞれ次のように実施されます(国税庁 令和 6 年分所得税の定額減税 Q&A 問 1-7、1-8)。

(1) 厚生労働大臣等から支払を受ける公的年金等に係るもの

令和 6 年 6 月 1 日以後最初に支払う公的年金等について、源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額(控除前税額)から定額による減税額を控除します(控除しきれない部分の金額は、以後支払う公的年金等に係る控除前税額から順次控除します)。最終的な定額減税額の精算は、確定申告によって受けることとなります。なお、確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等の源泉徴収においては、定額による減税額の控除は行いません。

(2) 退職所得に係るもの

退職所得の源泉徴収の際には定額減税を実施しませんが、令和 6 年分の退職所得を有する居住者は、その退職所得を含めた所得に係る所得税について、確定申告により定額減税額の控除を受けることができます。したがって、給与等に係る源泉徴収において控除しきれなかった定額減税額がある場合には、令和 6 年分の確定申告書を提出することで、退職所得を含めた所得に係る所得税について、定額減税の適用を受けることができます。

(3) 事業所得、不動産所得等に係るもの

① 令和 6 年分の予定納税額からの控除

イ) 令和 6 年分の第 1 期予定納税額(7 月)から本人分に係る定額減税額相当額を控除します。

ロ) 納税者からの予定納税額の減額申請の手続により、第 1 期分(7 月)及び第 2 期分予定納税額(11 月)について、同一生計配偶者等に係る定額減税額相当額の控除の適用を受けることができます。

ハ) 定額減税額相当額のうち、第 1 期分予定納税額から控除しきれない部分の金額は、第 2 期分予定納税額から控除します。

ニ) 減額申請の手続に係る措置に伴い、第 1 期分予定納税額の納期が令和 6 年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間(現行:7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間)とされます。

ホ) 減額承認申請の期限が 7 月 31 日(現行:7 月 15 日)とされます。

② 確定申告における年税額からの控除

事業所得者等で確定申告を行う人については、令和 6 年分の確定申告の際に、定額減税を適用しないで算出した所得税額から定額減税額が控除されます。

(注1) 給与所得者や年金受給者が不動産所得などの他の所得を有する場合等には、源泉徴収の段階で定額減税の適用を受けた上、確定申告で最終的な定額減税額との精算を行うこととなります。

(注2) 確定申告における定額減税額は、原則として、令和 6 年 12 月 31 日の現況による扶養親族等の数を基に計算します。

(注3) 報酬、料金等の支払の際の源泉徴収においては、定額減税は実施しません。